気高地域学校統合準備委員会設置要綱

鳥取市教育委員会

（設置）

第１条　気高中学校区の４小学校の新設統合を推進するため、気高地域学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（設置期間）

第２条　委員会を設置する期間は、令和７年２月１０日から開校までとする。

（推進事項）

第３条　委員会は、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）決議「気高地域の新設統合小学校の学校予定地について」（令和６年９月２５日）に基づき、次に掲げる事項について協議を推進するものとする。

（１）新設統合小学校の教育ビジョン・教育理念等及び学校運営に関すること。

（２）施設・設備等の教育環境に関すること。

（３）保護者及び地域住民等との連携及び連絡・調整に関すること。

（４）その他、新設統合小学校設立に向けて必要と認められる事項に関すること。

（委員）

第４条　委員会の委員は３０人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

（１）宝木小学校区、瑞穂小学校区、浜村小学校区、逢坂小学校区の各地区のまちづくり協議会から推薦を受けた者

（２）宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校、逢坂小学校、気高中学校、浜村保育園、ひかり保育園の保護者代表

（３）宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校、逢坂小学校、気高中学校、浜村保育園、ひかり保育園の管理職又は担当教諭

（４）その他、教育委員会が必要と認めるもの

（任期）

第５条　委員の任期は、開校までとする。

２　委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は前条に掲げる者の中から新たに委員を委嘱することができる。この場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬等）

第６条　委員の報酬及び費用弁償については、無償とする。

（委員長及び副委員長）
第７条　委員会には、委員長１人、副委員長２人を置く。
２　委員長は、委員の中から互選により選出する。
３　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第８条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
３　委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
４　会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると委員長が認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、鳥取市教育委員会事務局教育総務課校区審議室と気高町分室において処理する。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則
この要綱は、令和７年２月１０日から施行する。